

第5回創業等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年5月8日（水）10：00～12：10
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第4特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、大田弘子（議長代理）、浦野光人、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、
長谷川総理補佐官
 - （事業者）日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、ソフトバンクテレコム
 - （消費者庁）消費者制度課個人情報保護推進室 松本室長、川崎政策企画専門官
 - （経済産業省）商務情報政策局情報経済課 笠間課長補佐、山西課長補佐
 - （財務省）高見関税局業務課長、後藤認定事業者調整官
 - （総務省）杉野電気通信技術システム課長、森下番号企画室長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官
4. 議題：
 - （1）消費者庁からのヒアリング
「ビッグデータ・ビジネスの普及②（匿名化された情報の利用制限の見直し）」
 - （2）財務省、事業者からのヒアリング
「輸出通関申告官署の自由化」
 - （3）総務省、事業者からのヒアリング
「市外局番（0AB～J番号）取得に係る品質要件の見直し」
5. 議事概要：

○羽深次長 それでは、時間になりましたので、規制改革会議第5回創業等ワーキング・グループを開催させていただきます。皆様方には御多用中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

本日は、本会議の大田議長代理にも御出席をいただいております。なお、金丸委員、滝委員、長谷川委員が御欠席でございます。

開会に当たりまして、稲田大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○稲田大臣 本日はお忙しいところ、委員の皆様方に御参加をいただきまして、第5回創業等ワーキング・グループを開催できますことを担当大臣として感謝いたします。

本日のワーキング・グループにおきましては、国際先端テストの検討項目になっている議題についてヒアリングを行うことになっております。国際先端テストは規制改革会議になってからの新たな目玉の取組でございますので、今日は大変意義のあるヒアリングになるのではないかと考えております。

各規制改革事項について、タイトなスケジュールでの取組が予定されておりますけれども、引き続き建設的、自由かつ前向きな御議論を今日も進めていただくことを希望いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

○羽深次長 ありがとうございます。

それでは、報道の方は退室をお願いします。

(報道退室)

○羽深次長 それでは、今後の進行は大崎座長をお願いいたします。

○大崎座長 それでは、早速ですが議題1「ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化された情報の利用制限の見直し）」に関して消費者庁からのヒアリングに移らせていただきます。

それでは、関係者の御入室をお願いします。

(消費者庁・経済産業省、入室)

○大崎座長 消費者庁の皆様、どうも御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本日、後ほどの議論に経済産業省にも御参加いただくということで御出席を賜っております。どうもありがとうございます。

それでは、早速ですが、国際先端テストの結果について、消費者庁から15分をめぐりということで御説明をお願いできますでしょうか。

○消費者庁（松本室長） おはようございます。消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室長の松本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、お手元に配布されています資料1に沿いまして、匿名化情報の利用に関する日本と欧米の制度の比較について説明を申し上げます。

資料としましては、制度の比較を1枚の表にまとめたものと、次に続いております、EU、アメリカ、日本のそれぞれの状況について簡単に記述したものでございます。

まずは1枚ものの資料1を御覧いただきたいと思っております。個人情報の匿名化に関しましては、この表の一番左側の列ですけれども、3つの視点を置きました。1行目には、個人情報の概念に関する規定。つまり、個人情報をどのように定義しているか。2行目には、個人情報を匿名化することに関する規定。3行目としまして、個人情報を第三者に提供することに関する規定ということで整理をしております。

大まかに申し上げますと、EUにおいてはそれぞれに規定、記述が置かれている状況がございます。一方でアメリカについては、日本の個人情報保護法のような包括的、一般的な規定というものはなくて、連邦取引委員会、FTCが企業の個人情報の取扱いの状況を監督している。また、アメリカは個別分野に関する個別法の中に、個人情報の取扱いに関連する規定が置かれているということでございます。

それでは、EU、アメリカ、参考として日本につきまして、それぞれ説明を申し上げたいと思っております。

1枚めくっていただいて「1 EU」から始まる資料を御覧いただきたいと思っております。ま

ず、EUの状況について整理をしております。

EUにおきましては、個人データの取扱いに関する定めとしまして、1995年、EUデータ保護指令というものがございます。EU構成国はこの指令に基づいて、各国の国内法をそれぞれ整備するという事になっているものでございます。EUの個人情報の概念についてですが、個人データとは、識別された、または識別され得る自然人（データ主体）に関する全ての情報を言う。この識別され得る個人というのは、識別番号、肉体的、生理的、精神的、経済的、文化的、社会的アイデンティティに特有な要素を参考にすることで、直接、間接に識別されるものとされています。

次に、データ保護指令において、個人情報の匿名化がどのように取り扱われているかという点の記述です。

その次の「匿名化に関する規定」のところですが、データ保護の原則は識別された、または識別され得る個人に関する、あらゆる情報に適用すべきであると。ある個人が識別できるかどうかを判断するためには、データ管理者、またはこの個人を識別しようとする他の者によって用いられる、あらゆる合理的な手段を考慮に入れるべきであると。データ保護の原則はデータ主体がもはや識別できないような方法で、匿名化されたデータについては適用すべきでないでございます。

この匿名化に関する記述に関しまして、1 ページの一番下の部分ですけれども、このデータ保護指令に基づいて設置される助言機関でございます、第29条作業部会というものがございまして、こちらが意見を出しております。それによりますと、この特定の個人を識別できるかどうかの判断というのは、識別に用いられる、あらゆる合理的手段の程度を考慮して、ケース・バイ・ケースで行われるということでございます。

2 ページにまいりまして、この第29条作業部会の意見書の中で符号化されたデータ、key-coded dataという概念が使われておりまして、例えば個人の名前を符号に置き換えて管理する。それを解読するかぎとなりますリスト、あるいは対応表とでも申しましょうか、これを別に管理する場合、そのリストを参照することは識別のための合理的手段と言えるということで、一連の個人に関する情報は個人データとみなすことができると指摘がございまして。

つまり、第29条作業部会の意見書の中で取り上げられている具体的例示に沿って申し上げますと、その次の矢印のところですが、個人の名前を符号化する。その者が週3回以上ワインを飲むというような形で、符号化によって管理をしている場合においても、この符号を個人の識別情報と結び付けるようなリストを保有している場合には、個人データに該当することとなるということでございます。

次に、EUの個人情報の第三者への提供に関する規定でございます。データ主体、つまりデータのもととなります個人。これが明確に同意を与えた場合など、幾つかの条件が規定されておりまして、これらの条件に当てはまれば、第三者の個人情報の提供が可能ということでございます。

また、このEUデータ保護指令に関しましては、2012年、昨年、欧州委員会がデータ保護規則提案という、保護指令の改正案を欧州議会に出しております。この規則ということになりますと、指令のようにEU各国はそれをベースに国内法を作るということではなくて、直接EU構成国に適用されるルールとなるということでございます。

この規則提案におきましても、個人情報の概念あるいは匿名化、第三者提供に関する内容というのは、少し言葉を付け加えたりしておりますけれども、基本的には現行のデータ保護指令と同じような内容が置かれております。

次に、アメリカについてでございます。資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。

アメリカの場合でございますが、日本のものと異なりまして、事業活動一般について分野横断的に適用されるルールというものはなくて、機密性の要求されるような一部の分野で個別法という形で規定が置かれておりましたり、また、各種によって様々な法律が設定されているということでございます。

個別法の置かれていない分野におきましては、企業が自主規制などで対応しているようでございます。そして、連邦取引委員会、FTCを中心に個人データの取扱いに関して調査や法執行を行ったり、あるいはレポート、ガイドラインなどを出している。こうした状況となっております。

この他に、近年いわゆるビッグデータ・ビジネスなどの新たなビジネスが成長しているということから、インターネット上の個人データ保護に関しまして、消費者プライバシー権利章典というものが昨年発表されております。これは議会に関して立法を呼びかけるものでございます。

この中で、アメリカにおける個人情報の概念でございますけれども、先ほど説明しましたように、包括的なルールはありませんが、この消費者プライバシー権利章典の中では、特定の個人に連結可能なあらゆるデータを言い、集計されたデータを含む。これは特定のコンピュータやその他の機器に連結されたデータを含むとされております。

また、個別分野、個別法の中に規定が置かれているものとしましては、例えばHIPAA、これは医療保険の分野の法律でございますけれども、個人情報とは個人の識別が可能な医療情報をいう、としていたり、COPPAというインターネットオンライン分野において児童のプライバシーを守る法律でございますけれども、個人の識別が可能であるものということで、その具体的な情報の要素、識別子というものを挙げているところがございます。

続きまして、6ページにまいります。アメリカにおけます「匿名化に関する規定」でございます。これも一般的、包括的なものは特にないということでございます。個人データの取扱いについては、FTC法の第5条に基づいて、不公正または欺瞞的な行為、慣行に該当すると判断された場合には、FTCによって行為に差し止め、排除命令あるいは民事制裁金が課される可能性があるということでございます。

そのFTCですけれども、公表しているレポートにおきまして、匿名化された個人情報の取扱いに関する指針を示しております。そこでは、6ページの後段の①、②、③とあるとこ

ろでございますが、事業者が①データを合理的に非識別化するための措置をとること。②そのデータを再識別化しないことを公に約束すること。③そのデータの移転を受ける者が再識別化することを契約で禁止すること。3つの要件を満たせば、当該データは特定の顧客、コンピュータ、その他のデバイスに合理的に連結可能なデータには当たらないというを示しております。

続きまして、個別分野の法律に関する匿名化の規定でございます。個別分野の法律でこの匿名化に関する規定が存在しておりまして、7ページにまいりますけれども、HIPPA、医療保健関連の法律では、匿名化された情報と言える条件としまして、一つには統計学者の専門的意見をもらう。または名前、メールアドレス、社会保障番号などの18項目の識別子の情報を除去することを求めています。また、ここには記載しておりませんが、この18項目の中には、個人に関連する日付も削除すべきとしておりまして、例えば入院日や退院日という数字についても除去すべき情報となるということでございます。

一方で、7ページの②でございますが、個人、親族、雇用主、個人の家族に関する直接的な識別子を取り除いた、限定されたデータセットと呼ばれるものについては使用ができるということでございます。

続きまして、アメリカにおける個人情報の第三者提供の取扱いでございます。これも一般的、分野横断的に規律しているものはないということでございますが、アメリカの消費者プライバシー権利章典では、個人データを第三者に開示する事業者は、受領者が権利章典に定められた原則を遵守する執行可能な契約上の義務を負うことを保証しなければならないとされております。

また、特定の分野におきましては、個別の法律の中で第三者提供についての規定がございます。8ページに移りますけれども、HIPPAにおきましては、診療時、支払時、医療業務管理時に使用する場合などを除いて、個人データの第三者提供には本人の同意が必要とされております。

もう一つ、児童オンラインプライバシー法では、13歳未満の児童について、両親の事前の承諾を求めているということでございます。

こうした欧米と比較する観点から、日本の内容についても改めて御紹介いたしますと、9ページに、まず、我が国の個人情報の定義でございます。こちらに書いておりますように、個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述によって特定の個人を識別することができるもの。また、他の情報と容易に照合することができて、それによって特定の個人を識別することができることとなるものも含むと規定されております。

匿名化に関する規定につきましては、法律には置かれておりません。ただ、個人情報保護法は前回御説明をいたしましたとおり、各分野を所管します主務大臣によって運用、執行されるという仕組みになっておりますので、その主務大臣制の下に、分野ごとにガイドラインが作成されておりまして、その個別分野ごとのガイドラインの中には、匿名化に関する指針を置く例がございます。例えば医療介護分野におけるガイドラインですとか、ヒ

トゲノム、遺伝子分野におけるガイドラインにおきまして、こうした匿名化に関する考え方、記述が置かれております。

次に、個人情報の第三者への提供につきましては、例外規定に当たる場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならないとされております。

最後に11ページの方に結論的になりますけれども、EUと日本の比較におきまして、匿名化情報の利用に係る取扱いとしては、例えば符号によって匿名化されたものの属性情報について、個人の識別情報と結び付けるような対応表リストを保有しているのであれば、これは個人データに該当することになります。一方、対応表リストを破棄するなどして、識別情報と結び付かないようにしていれば、個人情報には該当しないということで、これは日本でも同じであると言えます。

また、アメリカとの比較ですけれども、アメリカは個別法で定める、あるいは州法で定める、自主規制で対応するというので、個人情報のルールといいますか、制度の仕組みが異なりますので、単純に比較できるものではございませんけれども、先ほど説明で触れましたFTCが出している個人データに該当しない3つの条件などを見ますと、考え方としては、日本の制度の程度が厳しいというわけではないと考えております。日本におきましても、個人情報の保護と活用のバランスを図るという観点から、特定個人を識別できないような対応を施すことによりまして、属性情報ですとか履歴情報の利用は図っていくことが可能であると思います。

前回御提示いただきました、匿名化に関する設問への当てはめについて考えるということにつきましては、説明の中も触れましたとおり、EUではケース・バイ・ケースで判断されたり、アメリカでは包括的な規律がないということをございまして、なかなか当てはめが難しく、このような形での御説明となりましたことを御了承いただければと思います。私からの説明は以上となります。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明や資料に関する議論を行いたいと思いますが、最初に私から2点お伺いしてよろしいでしょうか。

一つは、前回の議論の中でも、例えば対応表のようなものがある場合に、その対応表を使った再識別化が可能な場合に、対応表を破棄しないと個人情報であるから、もともとの当事者の許諾を得ないで第三者に利用させてはいけないという御見解を再三述べておられて、今回もそれは欧米でもそうであると結論を述べられているのですが、このアメリカの消費者庁が日本よりも厳しいとおっしゃる利用の要件に、再識別化しないことを約束するとか、再識別化を契約で禁止するということが入っているということは、再識別化は技術的には可能である場合を含むというのが大前提なのではないですか。

つまり、対応表を盗み出したりして、再識別化することは技術的には可能であるが、そのようなことをしないことを約束してくれれば、利用させてもいいと読めるのですが、それは間違いかどうかをお伺いしたい。これが第1点です。

第2点は、仮に今日消費者庁から御説明いただいた内容が全部正しいとすると、事業者の方がアメリカやヨーロッパでできることが日本でできないと言っているのは単純な誤解であって、認識不足であるという御見解なのでしょうか。

○消費者庁（松本室長） お答えいたします。まず1点目のFTCレポートの中で再識別化しないことを約束すると、あるいは契約で禁止するという点でございます。この点につきましては、確かにこの文言、レポートの内容を見ますと、再識別化できるからこそしないことを約束するという点であろうかと思えます。

1点目の合理的な方法で非識別化措置をとるということとあわせて考えますと、1点目のところでかなり再識別化を不能とするような取扱いが行われるのではないかと考えます。その上でも、なおかつ技術的に取り扱えば、再識別化されるということになる可能性は否定できないと思えます。

○大崎座長 ちょっと待ってください。そうすると、一般には入手できないような特殊な対応表を使って非識別化した場合でも、その対応表を破棄しなければ、それは再識別化できるものだと考えられているという御理解ですか。アメリカでは必ず破棄しなければいけないのですか。

○消費者庁（松本室長） アメリカにおいて、その対応表を必ず破棄しなければならないという決まりがあるとは認識しておりません。

○大崎座長 ということは、日本は破棄しなければいけないとおっしゃっているのですから、日本の方が厳しいのではないですか。

○消費者庁（松本室長） 日本の場合は、正に特定の個人を識別されるような、あるいはリスト対応表みたいなものがあって、それと容易に照合できて、これが誰の情報だということが分かるような状態であれば、それは個人データ、個人情報に当たるといってこの決まりがかかってくるので、そういう点では御指摘の部分はそのとおりかと思えます。

2点目につきましては、ヨーロッパあるいはアメリカでできることが日本でできないのではないかとございませぬけれども、日本におきましても、法律に基づいて、まず目的を明らかにしたり、同意を得るといって使えと。一方で、得た個人情報、個人データにつきまして、匿名化措置、これは他の情報と照合しても容易には特定の個人に行き着かないというような形をもってすれば、それは使えるデータとなりますので、その点の御理解に誤解があるのかなとは思えます。

○大崎座長 ありがとうございます。どうぞ。

○大田議長代理 今の大崎座長の質問と関連するのですけれども、日本の場合は、そのデータを合理的に非識別化するための措置というのは、廃棄以外にないとお考えなのか。もしないとすれば、日本はアメリカより厳しいということをお認めいただきたい。

2番目ですけれども、EUのデータ保護指令第29条の作業部会の意見では、いかなる状況でも再識別化が想定または期待されていない場合において、かつ識別化を防ぐために暗号化などの適切な技術的な措置が講じられている場合、非識別化情報は個人情報に当たらない

いという意見が出されておりますけれども、これを考えると、やはりこれも日本の方が厳しいのではないかと。これが2点目です。

3番目は、前回から疑問なのですけれども、容易に照合することができる、この容易と
いうことの解釈をどう考えておられるのかという点をお聞かせください。

○消費者庁（松本室長） お答えいたします。1点目の合理的に非識別化されたということ
ですけれども、日本の法律の考え方で合理的な非識別化ということではなくて、あくまで
容易に照合できるか、特定の個人を識別できるかということで判断をいたしますので、そ
れがいわゆる対応表みたいなもので、それと作ったデータ等を照らし合わせれば、すぐに
これが誰のものかと分かるのであれば、そうした対応表が存在することは、より照合性
として個人情報に特定に至りますので、そういうものはやはりなくしていく必要があると。

対応表はなくて、破棄をして、照合できない情報になったデータであれば、使えるとい
うことをございますので、そういう意味では、対応表の破棄しかないのかという点につ
きましては、そもそも対応表を作らないということで、識別をできないような形にしてい
ただく必要があるかと思えます。

それが3点目の方と結び付きますので、先に3点目の方を御説明いたしますと、容易に
照合するという点については、通常の業務において個人データと作られたデータと、自
らの通常の業務の中で容易に照合ができるという状態であれば、それは容易照合性が認め
られると思えます。

一方で、たくさんの時間をかけなければいけないですとか、コストをかける、あるいは
労力が非常に多くなるというような費用的にも物理的にもたくさんのことをしないと、そ
の照合ができないような状況があるのであれば、それは容易に照合するものではないとい
うことになります。日常業務ですぐに分かるようなものであれば、それは個人情報の特定
に至るけれども、そうではない何らかのことを経ていかないと個人の特定に至らないもの
であれば、この個人情報には当たらないという考え方になっております。

2番目の第29条作業部会の件で、日本の方が厳しいのではないかとということござい
まして、日本の場合におきましても、EUの場合におきましても、最終的には個人が識別で
きるものなのかどうかを判断して、それでケース・バイ・ケースで認めていくというこ
とになるかと思えますので、一般的に日本の方が厳しいのではないかとということでは
ないかと我々は理解をしております。

○大田議長代理 先ほど大崎座長が出された、識別の際に外から容易に判断できない暗号
を使った対応表、この場合は決して容易ではないし、これは合理的な措置と認められる
と思うのですけれども、その場合はどうなのかと。

日本の場合は廃棄以外にないのかという御質問に対して、EUの場合もケース・バイ・ケ
ースと言われましたが、日本の場合はケース・バイ・ケースではなくて、対応表を破棄し
ない限り駄目だということをおっしゃっているのではないかと。これが2つ目です。

それから、前回、私が御質問した例として、私が国会議事堂前駅を乗降したと。この性別

と乗降駅の記録だけで何で私の個人情報となるのか。駅の乗降客のデータを出すことがなぜ個人情報を利用したことになるのかという御質問に対して、ずっと追っていけば分かるのだということをおっしゃられたのですが、それはやはり時間がかかることであって、容易照合性には該当しないのではないかという点です。

○消費者庁（松本室長） お答えいたします。まず、暗号のような形でデータをブロックするといいますか、識別できないような形にするということで、それが個人情報に該当するかどうかということですが、その暗号の技術がどの程度のものなのか。その暗号をどういった形でしっかり管理されているのかと。そういう点から判断されるのかなと思います。それがしっかりされていて、通常は暗号を解読するのが大変難しいということであれば、それは簡単には識別できない。

○大田議長代理 それは日本でもそうだといいことですね。

○消費者庁（松本室長） 日本におきましても、容易に照合できるかどうかという観点から見たときに、それが容易に照合できないということであれば、それは個人データ、個人情報ではない。

○大崎座長 暗号で暗号かぎを破棄しなくても容易には照合できないと考えられるのに、対応表だと破棄しないと容易に照合できると考えられる理由がさっぱり分かりません。

○消費者庁（松本室長） 対応表もそうですけれども、暗号につきましても、それがどのような形で置かれているのかという状況にもよるかと思いますが。その暗号という形になれば、照らし合わせれば誰かと特定されるもの。その対応表がさらに複雑に暗号化されているとか、そういうこともあるのかもしれませんが、そのところで具体的に照合できるのか、できないのかという判断の下に結論づけることになるのかなと思います。

乗降履歴の部分につきまして、前回も申し上げましたけれども、乗降履歴だけが存在する状況であれば、それは個人情報、個人データではありませんので、利用は自由に可能だということですが、乗降履歴が他の情報とあわせて存在すると。

その乗降履歴を氏名とか住所とか生年月日が入ったものの中から取り出して一つ置くといったしましても、それを元の個人情報の入ったデータベースと照らし合わせれば、それはすぐに検索によって、例えば何日の何時何分何秒にこの駅で降りているというのは、検索をすればすぐに分かるということになりますので、そうしますと個人データの要素が生まれてきます。そういった何時何分というところを削って、何時台に乗ったという加工をすれば、それは個人情報には当たらないものとして、使えることになると思います。

○大崎座長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 2点ほどお願いします。法規制上はあまり差異がないのだという結論のようですが、かなり差異があると思います。

例えば第三者提供。EUは2ページ目の（f）にあるとおり、管理者またはデータ開示を受ける事業者、ビッグデータ・ビジネスとして利用する事業者は、正当な利益の取扱いのために必要な場合はできる。いわゆる正当業務行為として認めています。もちろん目的外

利用とか詐欺的な利用が封じられることは当然で、原則オーケーです。

アメリカも同様に7ページ目、不公正または欺瞞的行為に該当すれば駄目だけれども、そうでないと。原則これもオーケー。

日本は逆で、原則禁止。しかし、例外的に緊急の必要性があるとか、あるいは原則封じておいて一定の場合のみ、いわゆる行政行為で言う許可の概念ですね。一般的に封じている。これがどうして同等の規制レベルなのかという点が1点。

2点目は、前回に私が質問したエステの場合、あるいはスーパーの売れ筋の調査の場合、いずれの事業者もそれが封じられているのだと。消費者庁にお聞きしたら、非常にフアジーなお答えだったのですが、なぜマーケティングのために、たまたま顔が映ったからといって、そのことによってどういう実害が生ずるのかを教えてくださいたいと思います。

○消費者庁（松本室長） 1点目の日本の方と差異があるのではないかという御指摘で、なおかつ第三者提供に関しての規定についても、日本の方が原則禁止ではないかという御指摘でございますけれども、法律の定め方あるいは規定の仕方によりまして、そこは差異があるというか、違いがあるというところは御指摘のとおりかと思えます。ただ、基本的に第三者に対して提供する場面において、具体的にどういったことが可能なのかという実の部分については、それほどの違いがないのではないかと考えております。

2点目の事業者の方が顔の映像などが映り込むような形で新しいビジネスを考えていらっしゃるという点についてですけれども、これも例えば顔が仮に映ったとしましても、その顔を照合するような、認識するような機能がなければ、それはそれ自体であれば、顔の映像とかも個人情報の要素にはなり得るのですが、それだけをもって使えないということではないと思います。

前回も御説明をしたように、それがもともとコンピュータの中に顧客情報として顔写真もあって、氏名や住所なども入っていて、なおかつ、それでカメラで撮った映像と、もともとあったデータと顔の照合をするというような作業をして、それでもし特定の誰かが明らかになるということになれば、それは個人情報になるわけですが、そこまでしないということであれば、顔が映ることについて、問題となるものではないといえますか、顔が映ったところをあるいは加工するなどして、誰だか分からないようにする。

○寺田副大臣 そうであれば、ノーアクションレターを出してください。現実、事業者はそのことによって、その行為ができないという陳述をされたわけですから、エステのケースですが、手を映して、たまたま顔が映るケースと、スーパーが売れ筋コーナーをモニタリングするケース。スーパーは当該個人の現データを持っているはずはないです。ですから、これは全く問題はありませんというノーアクションレターを発出してください。そうでないと事業者は踏み込めませんから。

○大崎座長 ただ、前回のお話ですと、例えばスーパーが顔写真入りの会員証か何かを作っていたりすると、該当し得るとお考えなのですね。

○消費者庁（松本室長） 顔写真入りの会員証を作っていて、どこかにあると。カメラで

映し出した映像と現データを照合するというか、照らし合わせて、誰だという特定の個人を識別できるという状況になれば、その画像情報も個人情報、個人データには入ってくるということにはなりません。

○大崎座長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 基本的に消費者庁としては、こうしたビッグデータを日本の産業の活性化に使うことに関しては、反対はされていないのですね。それとも、消費者庁はそこから反対ですか。

○消費者庁（松本室長） データを活用すること自体を否定しているものではないのですが、一方で個人情報保護法というのがあるので、それに沿うような形で、もちろん個人情報保護法はデータの有用性というか、保護するだけではなくて、利用する場面の有用性も当然規定しておりますので、そのバランスをとっていただくというのが消費者庁の考え方でございます。

○森下委員 そうであれば、バランスがとれるように、分かりやすい規則を作られるべきではないですか。先ほど副大臣が言われたように、これはいいということをはっきり言わない限り、業者は判断できないと思います。ヒトゲノムの指針などもそういう作り方をしている、基本は利用するための指針なんですね。今の状況ではまずどのガイドラインに自分が当たるかも分からないし、ガイドラインも正直な話、レベルが多分ばらばらですね。この17のガイドラインにどの程度の違いがあるかも一度教えて欲しいと思います。やはり統一的なセーフティハーバーというか、ここまでは大丈夫というラインをはっきり出されるべきではないですか。そうでなければ、こんな恣意的なガイドラインの運用は普通考えられないと思います。

医薬品とかの副作用があるようなレベルですら、もっとしっかりしたガイドラインがあって、全体の統一したことがされているわけですよ。そういう意味では、個人情報に関して、どこまで最低限やれば活用できるか。その明確な指針を出されるべきだと思いますが、それは出せないでしょうか。

○消費者庁（松本室長） お答えいたします。指針を示すべきではないかということをごさいますて、先ほどお伝えしましたとおり、個人情報保護法は主務大臣制の下にそれぞれ各分野のガイドラインが置かれているということで、消費者庁として、どんな事業者がどんな情報を持っているか。あるいはどんな情報をどのように利用したいかを全て分かっているわけではありませんので、そこはその業界といいますか、分野に詳しい主務大臣、各省庁の方で個別に詳細なガイドラインが作られているという状況だと思います。

ただ、例えば医療分野で扱う情報については、より厳しい内容が必要なのではないかとか、あるいは道路交通情報をどう利用していくかというときに、医療情報みたいなところまで求めなくていいのではないか。そういう形でレベルの差異はあるかと思います。

その点でそれぞれの各分野のガイドラインの中で示していくというのが一つ考えられてまして、ただ、そうは言っても、どのレベルが最低レベルとして最低限求められるのかと

というのは、分からないということであれば、消費者庁として、こういったものが考えられるかというのを一般的な形になるかもしれませんが、示すということは検討していきたいと思います。

○森下委員 17のガイドラインの中で一番厳しいところが、多分ボトムだと思います。業界ごとにそこから少し緩くなるという話が出てくるとは思いますけれども、少なくとも最低のボトムのラインを明確化して、そこを守っていれば、どんなデータでも使えるようにするというのが当たり前だと思います。逆にそれがなくて取り締まるというのは、一体何を根拠に取り締まっているのかが全く分からないと思います。

○大崎座長 森下委員、確認ですけれども、ボトムとおっしゃっているのは、最も厳しいものということですね。

○森下委員 そうです。最も厳しいものをとりあえずはっきりさせて、そこから下のものというか、複雑でないものであれば、それをクリアしていれば、全部一応使っていけるというのが本来の趣旨だと思います。もっと緩くてもいいというのは、業界ごとにあると思います。それを明確にしないと使いようがないと思います。

○大崎座長 川本委員、どうぞ。

○川本委員 今の森下委員の御意見と重なるのですが、出していただいた資料の11ページの最後のところに消費者庁の見解として、例えば対応表を廃棄するなど、特定個人を識別できない措置を施せば情報利用は可能だということをお書きになっているのですが、これが消費者庁の本件についての解釈の現在公開されている最大限の情報だと考えてよろしいですか。

○消費者庁（松本室長） 消費者庁としましては、ここに述べましたとおり、保護と活用のバランスをとって、特定個人が分からないような状況、これは例示として対応表の破棄と書いておりますけれども、特定の個人にたどり着かないような形での情報であれば、それは利用していけるということでございます。

○川本委員 そうだとすると、保護範囲の実体レベルの問題ももちろん大事ですが、同時に今いろいろと御説明をいただいたアメリカとかEUの規制というのは、少なくともルールの透明性、情報公開という点では明らかに日本は遅れていると言わざるを得ないと思います。少なくともそういう点で改善は必至ではないかと私は思います。

○大崎座長 これはなかなか議論の尽きないところですが、どうぞ。

○大田議長代理 少なくともEUやアメリカのように、何をすれば連結可能匿名化情報にならないのか。どう聞いても今までのお話だと、廃棄する以外にないように聞こえるのですが、どういう合理的な措置をとれば、連結可能匿名化情報にならないのかを早急にお示しただけませんか。

○消費者庁（松本室長） 連結可能匿名化情報がどういう定義なのかということになりますけれども、連結が可能だと、容易に連結できるということになりますと、それは今の法律の下では、それは個人情報に該当してしまうので。

○大田議長代理 何をすれば、連結可能匿名化情報にならないのかという条件です。EUやアメリカが示しているようなものを示していただかないと、日本はちっとも厳しくないと言われても納得できませんので、それを早急にお示しいただきたい。

○消費者庁（松本室長） 消費者庁として、どのぐらいのものであればという考え方、各主務大臣、各省庁が利用できるような形の要素みたいなものについては検討していきたいと思えます。

○久保利委員 今のことと絡むのですけれども、そうだとすると5ページに書いてあるように、アメリカではビッグデータ・ビジネスと個人情報を利用した新たなビジネスが成長しているという現状があると。

その一方で、EUにおいても恐らくこのような29条作業部会がいろいろなことをやっているということは、そういうビジネスがあるから、それに対する対応をしていられなきゃと思えますが、現実問題として、アメリカあるいはEUでこれらの法律ないしは規則等々に違反をするという、現実に摘発をされた事例というのはどれくらいあるのでしょうか。

○消費者庁（松本室長） 事例の数までは手元にごさいませんので、分かりませんけれども、例えば匿名化ということではなくて、利用目的を明らかにしないという形で、例えばインターネットの購買情報のデータを集めてきて、それを第三者に提供するような事案について、FTCが措置をとって和解をするというような事例は出てございます。

○久保利委員 日本においてはどうですか。

○消費者庁（松本室長） 日本におきましては、そうした事例は把握している限りはございません。

○久保利委員 逆に言うとアメリカの場合には、最後は司法で決着をつけようということ、いろいろなことが進むわけですけれども、日本の場合には、今、森下委員もおっしゃったように、ガイドラインがたくさんあって、一体何がボトムラインかも分からないという、それだけで事業者がチャレンジできない状態にあるわけです。

そここのところを考えると、EUはこうだ、アメリカがどうだということは大変大事ですけれども、司法を利用しない日本では日本はここまでは大丈夫だという、さっき森下委員がおっしゃったセーフティハーバーを、作ってあげるのが、むしろ個人情報保護法を管理する主務官庁の役割ではないかと私は強く思います。

○大崎座長 時間が押していますので、浦野委員から最後に1点お願いします。

○浦野委員 皆さんがおっしゃったことと全く同じですけれども、私の希望として消費者庁の皆さんに、今こうやって委員の方々からビッグデータの活用等についての積極的な前向きな考え方が出ていますから、是非政策官庁、戦略官庁に生まれ変わっていただいて、それを活かすためにどういった法の在り方があるべきなのかと考え方を考えていただいて、我々の言っていることについては応援をしていただければという希望を最後に述べさせていただきます。

○大崎座長 それでは、これは意見の尽きない問題だと思いますので、いろいろと御意見

もあると思いますが、もし追加の御質問とか御意見があれば、書面でお出しいただけますでしょうか。是非御意見、御質問を書面でお出しいただくようお願いしたいと思います。

本日は消費者庁、経済産業省の皆様、どうもありがとうございました。

(消費者庁・経済産業省、退室)

○大崎座長 大変申し訳ございませんが、議題1の議論はここまでということにさせていただきます。引き続き、議題2「輸出通関申告官署の自由化」に関するヒアリングを行いたいと思います。関係者の御案内をお願いいたします。

(財務省・日本機械輸出組合、入室)

○大崎座長 財務省、日本機械輸出組合の皆様、御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、財務省にこの輸出通関申告官署の制度に関する概要及び国際先端テストの結果について、手短かに御説明をお願いしたいと思います。

○財務省(高見業務課長) 財務省関税局業務課長の高見と申します。どうぞよろしくお願ひします。貨物の輸出入の通関の担当をしております。

お手元に資料を2つ御用意させていただいております。資料2-1と2-2でございます。基本的には事務局からお示しいただきました国際先端テストのシートの方で御説明をしたいと思います。その前に資料2-1で輸出手続の基本的な流れを若干御説明させていただきます、その後で比較の御説明をしたいと思います。

資料2-1の3ページ、輸出手続の基本的な流れをお示ししております。輸出通関を行うためには、輸出申告書の他にインボイス、輸出許可証といひまして、これはそれぞれ外為法等、他の法令で求められている輸出の手続でございます。そういったものの許可証。それから、関税の払戻し等の手続のために必要な申請書。こういった法定で定められた書類を税関に出していただく必要がございます。

こうした書類の作成入手に加えまして、実際に貨物を例えばメーカーならメーカーの工場から集めて、船や飛行機まで運ぶ、保管する、コンテナに詰める等々の輸出の手配や荷役といったものもまとめて、国際物流業者、通関業の免許をとられている方が多いですけれども、委託されるということになっております。

委託を受けた物流業者は、申告書を、インボイス等を元にNACCSと呼ばれております通関のシステムに必要事項を入力していただいて、電子的に申告を行っていただきます。NACCSは税関が私どもの方で設定したリスク判定基準に基づきまして、申告を区分1、区分2、区分3、書類審査が必要なものは区分2、実際に貨物の確認が必要なものが区分3をシステム上、判定するということでございます。

区分2の場合には、申告書以外の書類を申告官署に持ち込んでいただく。あるいは実際に貨物の検査が必要なものについては、立ち会いのために税関までお越しいただく必要があるということで、こういったところは通関業者に担当していただくということで、フローとしては下に書いてある絵のとおりでございます。

4 ページ、NACCSという輸出入・港湾関連情報処理システムでございます。これは輸出等関連業務及びこれに関連する民間業務を処理する官民共同のシステムでありまして、通関だけではなくて検疫、あるいは港湾の管理、船舶や航空機の手配といった関係する手続を1回の入力送信で済むようにシングルウィンドウが既の実現しているということであり、NACCSはここに書いてありますとおり、Nippon Automated and Consolidated Systemの略でございます。

それ以降は後ほど必要があれば御紹介するといたしまして、資料2-2の国際先端テストの方を御説明いたします。輸出通関について、我が国とアメリカ、EUとの制度の比較を御指示いただきました。

まず、制度の比較につきましては、輸出申告先を規定している法令とその内容、輸出申告手続の特例の措置の有無とその内容、申告事項の制限、3点の御指示をいただきましたので、それぞれ日本、アメリカ、EUの順にまとめております。

輸出申告先を規定する法令でございます。我が国の場合は、関税法上、輸出申告は貨物の置かれた保税地域、多くの場合は実際に外国に向けて輸送される際に利用される港や空港に隣接しておりますが、そこを管轄する税関に申告していただきます。実際には先ほど申し上げたNACCSに対して、システムでNACCSに申告していただくということでありまして、輸出であれば98パーセントが既にシステム利用がされております。

アメリカについては、実は申告先の規定はございません。税関に対して電子的に貨物に関する情報を送信していただくことになっているそうです。これはかつてはアメリカの関税の法令において輸出手続に関する規定がないということでもありますけれども、現在は電子情報に基づき、貨物の保管場所等を管轄する税関が検査あるいは書類の審査を行っているということでもあります。

EUについては現行のEU関税法において、輸出申告は輸出者の所在地、貨物が包装され、ここでは「包装」と日本語を使っておりますが、パックという英単語を使っています。または積出地を管轄する税関に対して申告を行うそうです。EUについても当然、システム申告が利用されているということでもあります。

以上を比較いたしますと、アメリカを除いた日本とEUは、若干申告先の違いはございますけれども、制度としてはおおむね同じであろうということは言えますし、輸出手続については基本的にどこの地域や国であってもシステムで処理されているということでもあります。

続きまして、2. 輸出申告手続の特例措置の有無とその内容であります。日本の場合、AEOと言いまして、関税法令のコンプライアンスとセキュリティ管理の体制が整備された事業者による特例輸出申告と呼んでおりますけれども、これについては申告先が緩和される特例がございます。貨物が保税地域に置かれていなくても、例えばメーカーであれば、その工場といった実際に貨物が置かれている場所、または外国に向けて積み出される港や空港を所管する税関に申告できますし、あるいは工場から港に輸送されている途中でも申告

が可能となっています。

また、EUについては現行法上、ローカルクリアランス制度によって申告先を緩和する特例があるようであり、これはおおむねAEOと同じと理解しておりますが、輸出者の施設または税関が認定した場所において、その手続が可能となっているそうです。ただし、EUの新関税法においては、その下に続けて書かせていただきましたが、貨物の所在地にもかかわらず、輸出者の所在地を管轄する税関に申告させることも可能であるとの規定が定められているところでもあります。これについて、実施の時期あるいは詳細な取扱いについては、現時点ではまだ決まっていないと伺っておりますけれども、今後明らかにされるということであろうと思われれます。

続きまして、3ページ目に申告時間についてであります。これは申告先の自由化の話に直接関連するお話ではありませんけれども、事務局の指示により書かせていただきました。私どもの場合は、申告の受付は税関の開庁時間が基本であります。東京港や大規模な空港、成田とか関空、そういった税関については開庁時間を24時間365日としております。いつでも事務所を開けております。いつでも申告していただくことが可能です。

また、横浜、神戸といった主要な港湾についても、夜間あるいは土日に開庁時間を延長して、いつでも申告ができるようにしてあります。詳細につきましては、この後のページにそれぞれの税関における開庁時間、あるいはアメリカ、ヨーロッパについて、私どもが調べたものの一覧をつけてございまして、それを見ていただければ、お分かりかと思えます。

その他の地方の港湾あるいは小規模な空港については、恒常的に貨物が来ない、申告もないということでありまして、夜間や休日の通関がないということで、通常の時間内に申告を受け付けておまして、開庁時間外にはシステムは運転していても申告できないように、言わば、かぎをかけた状態になっております。ただし、事前にシステム上で届出をいただければ、かぎを開けて、いつでも対応することにしております。

アメリカやEUについても開庁時間の規定でありますとか、実際の延長については我が国と同様の状況であると理解しておりますが、EUは時間外には届出以外にも手数料を徴収していると伺っています。他方でアメリカはシステムを24時間利用できるということですが、税関の書類審査、貨物検査については昼間の対応が基本であると伺っています。

4ページに、日本の現行の規制を維持する必要性について、まとめさせていただきました。現状は先ほど申し上げたように、輸出申告のほとんどがNACCSを利用した電子申告となっております。システムで一元的に処理されておりますけれども、一定の申告についての追加的な書類の提出あるいはサンプルの提出、また貨物自体を実際に確認する必要があります。それは貨物が所在する地域の税関、すなわち貨物から近い税関において集約することが効率的な行政を行うために必要なことであると考えております。

仮に実際の物流にかかわらず、もしそのつど申告先が変わるということになると、業務量の予測を立てることが困難となり、適切な要員配置ができなくなるといった問題や貨物

の確認が必要な際に、すぐに見ることができないといった問題が生じて、結果的に非効率になってしまいます。繰り返しになって恐縮ですが、基本的にはシステムに申告していただくと。特に問題がなければ、毎回、書類を持って港や空港までお越しをいただくことがない。申告からおよそ1秒程度で輸出手続が完了する状況であります。

AEO事業者の輸出申告については、利便性を高める観点から申告先の税関を増やしてありますが、検査が必要な場合にはお待たせすることがないように、あらかじめ申告情報が貨物の所在地か船積地を管轄する税関に伝達される必要があると考えます。もし貨物から遠く離れた、物流ルートとは関係のない税関に申告されるとなると、税関側においてはAEO輸出者の申告であっても、審査、検査が必要になると、申告先から貨物が実際に見られるところにある税関に連絡をとるといった作業が必要になるということでもありますし、効率の面では低下してしまうということでもあります。また、輸出者の方にとっても検査に立ち会うために、別途通関業者を依頼する必要があるということで、その分のコストが発生するという点であります。

先ほど申し上げたEUの新関税法においても、申告先はEU域内に拡大される点がありますが、輸出者があらかじめ、どこかの税関を選んで申告することになるのではないかと考えられます。なお、システム上では、貨物の所在地から自動的に申告先の税関を選択し、そこへ輸出申告情報を配信する機能を備えておりますので、輸出者の方がどこの税関に申告しなければならないかを選択する必要はないということを申し添えさせていただきます。

最後に、規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき事項として、幾つか書かせていただきました。先ほど来、御説明しているNACCSでありますけれども、これは税関だけではなくて、各省庁の輸出入手続がNACCSに接続され、NACCSの端末で全て処理できるワンストップ化に取り組んできております。

もともとは通関だけのシステムでありましたけれども、現在は他の省庁だけではなくて、運輸関係、港湾関係、メーカーの方々、消費者、銀行等々、幅広い民間企業が参加していただいているということでありまして、そういった民間各社の御要望を踏まえて、使い勝手をよくする努力を続けてきております。

現在の予定といたしましては、平成29年度に更改される新NACCSにおいて完全ペーパーレス化を目指しており、これが実現されることにより、紙の提出が不要となると共に、輸出者から御覧になって、どこに申告するかを意識する必要がない状況になります。AEOであっても現状では紙の提出が残るため、申告先を自由化しても、紙の提出を行っていただくために税関にお越しいただく場合がまだまだ発生してしまいますが、現行の輸出手続に改善すべき点があれば、そこはきちんと受け止めて、私どもの方で対応を考えたいと考えております。

ただし、大きな制度改正を伴うものであれば、これは法改正だけではなくて、システムの対応にどうしても時間と予算がかかるということでありまして、これは税関だけではなくて、他の省庁、あるいは自治体、輸出入に関係する多くの民間のユーザーの方々の御了解

をいただく必要があることについて、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。特に申告先を自由化すると、大手の事業者にも有利になるのではないかと。あるいは東京一極集中がさらに進むのではないかとといった懸念が地方や中小の通関業者に広がっておりまして、そういったところが反対と私どもの方に伝えてきているということをあえて御紹介したいと思います。

私どもとしましては、これまで進めてまいりましたNACCSのシングルウィンドウ化についても、経験上、私どもの立場で強制するということはできません。あくまでも関係者の皆さんにコンセンサスを形成していただくということで、時間はどうしてもかかってしまうとうことであります。目下ペーパーレスの方でいろいろと御協力をお願いしているという関係もありまして、そこは十分慎重にやる必要があると考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、日本機械輸出組合からの御説明をお願いいたします。資料を拝見しますと、財務省の御説明と重なる部分もあると思いますので、その点はできるだけ省いて御説明をお願いいたします。

○日本機械輸出組合 日本機械輸出組合部会・貿易業務グループの橋本と申します。

お手元にお配りいただいております、資料2-3に基づきまして、御報告、御説明申し上げます。

当初「輸出申告先官署の自由化」というタイトルになっておりましたが、これは誠に申し訳ございませんが、私どもの言葉遣いが非常に稚拙であった、誤解を招く申し上げようになったのではないかとということで、2ページ目でございますが「一元化」という言葉にさせていただきました。

何を申し上げたいかといいますと、上の四角の1でございますけれども、2行目です。船積地がいずれであれ、1カ所、すなわちNACCSという申告システムへ申告することによって、手続が完了する手続体制の実現を要望させていただいているということです。

この前提として、物流というのは、通関申告手続だけではなくて、様々な手続が介在するという、私ども日本機械輸出組合の会員企業は、いわゆる輸出入者、すなわち荷主と言われる業種になりますけれども、他に物流を担う物流事業者、通関事業者という、非常にたくさんの方が一連のプロセスの中に入ってくる。すなわち、物流というのは、そういう複雑なプロセスでありますので、制度の改善、改正をお願いすることになりますと、必然的に非常に幅広く、その影響が及ぶ範囲を含めて検討しなければならないということ、あらかじめ申し上げておきたいと思います。したがって、この一事を取り出して、全て物事が解決するというのではないということだけは、私に対する戒めも含めて、申し上げておきたいと思います。

このような要望の趣旨となっている背景としては、下に趣旨がございますけれども、通関申告をして、審査の結果、得られる許可の区分というのは、区分1、区分2、区分3の

3つに分かれておりますが、そのうちの区分1と言われるものが、おおよそ私どもの経験値で、輸出货量全体の9割ぐらいだと思います。申告して、NACCSで数秒で許可が返ってまいります。つまりシステム上で、問題ないということで、処理、許可をいただいているわけですから、問題のないものについて、できるだけ円滑に物を動かしていきたいということが趣旨にあります。

システムに申告することによって、手続が完結するよというところでございますけれども、これは私どもも欧州の野心的な取組に注目をしているところでございます。

9ページと10ページを御覧いただきたいのですが、御承知のように、EUは27の加盟国がございまして、今、新しく欧州統一関税法典というものを作ろうとしています。非常に野心的な内容ですので、スケジュールは遅れていっているわけでございますけれども、その方向性は捨てておりません。

その中で、9ページですが、これはある日系企業のメーカーが、現状、欧州で行っているオペレーションの実態です。欧州27の加盟国のうち18カ国で、このような形で、工場あるいは施設を置いて貿易業務を行っている。

欧州の新しい関税法が仮にうまく成立した暁にはということですが、10ページをめくっていただきまして、このようなオペレーションを1カ所集中に変えていこうということで、あるメーカーは、今、取り組んでいるところです。

これはどういうものかといいますと、例えばイギリスのロンドンに欧州本社を構えている法人があったとすると、ロンドン税関に申告をいたします。貨物はどこに入ってくるかという、例えばオランダのロッテルダム港に入ってくる。イタリアのジェノバ港かもしれません。そういう手続き体制をITを駆使して実現していこうというのが、ヨーロッパの今の取組で、予定より随分おくれておりますが、基本的な方向は維持されています。またアメリカも同じ方向性にあるではないかと思っております、私どもは非常に興味を持っております。

戻っていただきまして、3ページでございます。輸出通関申告の国際比較というところで、先ほど関税局業務課長の高見様より御説明を詳しくいただきまして、その内容そのものを私どもは共有していると思っております、私どもなりにまとめたものが、この表でございます。重なることがないようにということですので、この辺はお読みいただいております。説明は割愛させていただきます。

6ページ、7ページの図を御覧いただきたいと思っております。

7ページでございますけれども、大手企業、大きいメーカーとなると、こういうことではないかと思っております。自動車メーカーであれば、例えば名古屋に本社があるのかもしれませんが、東京本社ということがありまして、各地に工場があつて、それぞれ出荷をしている状態でございます。例えば工場の営業部門で通関申告書類を作りまして、阪神港に船積みをする、あるいは九州で博多港に船積みをするということでございますけれども、大体国際貿易取引の契約約定というのは、本社サイドで行っていることが多くて、恐らく

契約内容、取引される品物の内容、バリュー、取引条件は、本社サイドで押さえていることの方が圧倒的に多い。そうしたものについて、データ化しまして、申告システムにエントリーしまして、税関とやりとりをしていくというのが、一番効率的ではないか。

もちろんこれはセキュリティの問題がございまして、必要な場合には物理的に貨物を現場で押さえなければならないということがございますので、各港での船積みところでセキュリティを確保するための検査体制というものを確保していかなければならないと思っておりますが、そういう体制をどうやっていくっていくかというのは、今後いろいろ検討していかなければならないことでしょうし、冒頭申し上げましたように、物流業務を担う民間の方というと、実は荷主ではなくて、物流事業者の方が多いわけです。物流事業者の方々は、委託された物流業務に対して責任を持っていますから、できるだけ現場に近いところで責任を全うするために、通関申告手続を行って、検査体制に備えるという要望を持っていると思いますが、他方、荷主側は業務を担当している契約約定部門で手続を完結させたい。それで全社的、効率的に物流管理を行っていきたいと思っている企業も多かろうと思っておりますので、その辺りはITを高度化することと、関係業者を含めて深く議論することによって、よりよい最適な形を今後検討していく必要があるだろうということだと思っております。以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明及び資料に基づいて議論をしたいと思っております。

私から1～2点、関税局にお伺いしたいのですけれども、今、JMCから御説明いただいたような考え方について、大きな問題があるとお考えかどうか。

先ほど東京に一極集中するのではないかというのが、懸念とおっしゃったのですけれども、全体を効率化することで、一部仕事が減る人が出るということは、あまり公益として考えるべきことではないと思うのですが、その点について、御意見をお聞かせいただければと思います。

○財務省（高見業務課長） 御質問ありがとうございます。

今の御質問の点については、そういう声が上がっているということで、御紹介したわけです。その背景といたしましては、どうしても1地域の港でしか営業をしていない通関業の方々、別に通関だけで収入を上げておられるわけではなくて、当然トラックでありますとか、倉庫、荷役といった作業があるわけなのですけれども、そういったものもあわせて、例えば東京の大手の通関業者に依頼されるとなると、そういった周辺業務についても、全てそちらの方で受注される。仮に地方の業者が、下請的に現場対応の部分だけを請け負うことになると、収入が大きく減ってしまうという懸念を承っております。

私どもとして、それについて、実際どうなのかというところは、もう少しいろいろと調査、あるいは細かくヒアリングする必要があるかと思っておりますけれども、できますれば、法改正等々において、実際に通関を担っていただく方に、御賛成いただけるような方向に、私どもとしてはさせていただきたいということがありますので、とりあえず、今の時点で

は、彼らは反対と言っているということを御紹介したわけでございます。よろしいでしょうか。

○大崎座長 JMCの資料の6ページにあったようなお考えについては、いかがでしょうか。

○財務省（高見業務課長） これについても、できる、できないということではなくて、こういう形でやりたいという御要望について、何らかの対応は可能ではないかと考えられます。

やり方については、幾つかのオプションがあろうかと思えます。例えば申告を受け付けるということ、どこか1カ所に決めていただいて、本社のある近くでありますとか、あるいはこういったオペレーションセンターみたいなものをもし作るとすれば、その近くの税関という形で決めていただいて、その上で、申告をその税関で受け付けるのか、それとも受付だけではなくて、許可までやるか。実際に書類の審査とか、情報のチェックになりますけれども、審査をやるのか。そういった場合に、貨物がないとなると、これは他の税関に頼んでやってもらう、作業をしてもらうことになります。こういったところのコーディネーション、そこは人員配置の問題も含めて、どういう形でやったらいいかということは、よく考えさせていただきたいということではありますけれども、きっとできないということではない。

ただ、先ほど効率性の話を何度も申し上げましたけれども、非効率になる場合があるということでもあります。ただ、現状、システムで一元的に受け付けている状況になっていることも、あわせて申し上げたいと思えます。

○大崎座長 先ほど申し上げるのを忘れたのですけれども、この議論には、電子情報技術産業協会の方にも御参加いただいておりますので、もし何かお気づきの点があれば、御発言ください。

委員の方から、よろしいですか。浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 今までの官庁と民間側の対応からいくと、今回はほとんど差がないと思っています。本音のところはどこにあるかという、一つは、国として、物流全体を見るセクションがないわけです。この部分だけが変わっても、実際のところは、例えばコンテナヤードは365日24時間動いているとか、港湾労働がどうか、いろいろなことが絡んできますので、この問題というのは、一つは、物流を全体で見るのはどこでやりますか。今だと、もちろん財務省はそうなのですが、国土交通省、経済産業省、農林水産省、あるいは厚労省まで含めて全部あるわけですし、ここのところをまず見ていかないといけないというのは、今、JMCの方がおっしゃったとおりだと思います。

一方で、財務省の本音からいくと、各地の通関業者を含めて、今、通関業の免許そのものを地域限定でやっているところがございますので、そこをどういうふうに見ていくかというところが、本音だと思います。世界の趨勢からいったときに、ITで物流を大きく変えているわけですから、29年度に目指しているところは、そこを最大限取り込んでやっていくのだということは、是非基本方針にさせていただきたいと思えます。

一方で、輸出はこういうことで割合いけると思うのですけれども、輸入について言うと、輸出以上に現物の検査とか、食品であれば、動物検疫とか、食品検査とか、様々なことがあって、そう簡単にはいかない部分ももちろんあると思いますが、少なくとも申請について言えば、一元化というのは、時代の流れだと思います。

その中で、過去のことを反省してくれば、正に船のコンテナ化によって、日本の物流は大きく変わりました。例えば鹿児島、博多、小樽の港湾業者、倉庫業者などはあつぷあつぷでした。でも、20年経って、皆さんそれぞれそれなりの企業努力で生き返っているところもあるわけですし、そういう意味では、この流れを業界全体が共有しながら、どう変わっていくのかという議論を、民間としてはしなければいけないと思っています。

その中で、この一元化だけの話がぼんと先行して、実行に移されても、私はあまり利益がないような気がしまして、この段階で、29年を目指す中でどういうふうにしていくのかということが、大きな議論としてあった方がいいと思います。むしろ29年のシステムの中に、何を入れていったらいいのかということ、民間ベースでたくさん話し合っただくことが一番大きいと思います。

もう一つ、例えばかつての函館税関などは、今、シュリンクしてしまっているわけですが、今後、農業等を含めて、道州制のことをいきなり言うのもなんですが、東京一極ではなくて、各地域からの輸出あるいは各地域での独自の輸入みたいなものがなされなくては、日本経済全体が活性化していきません。そういう意味で、今の段階で拙速に各地の税関をすごく見直して、極論、東京と関西にしか税関がないみたいな、こんな対応というのは、ちょっと拙速が過ぎると思いますけれども、そこも含めて、全体の絵柄を考えていただきたい。

例えばよく例に挙げられますけれども、ドバイの港湾の物流の関係も、正に全てが一体化した中で、ドバイの国益全体をにらみながら、ああいう運営がされているわけですから、日本もそこまで考えた上でやっていただければと思います。だから、今回の一元化というのは、問題提起にはなるけれども、このことが大きな課題だとは思っていないということです。

○大崎座長 それに関連して申し上げますと、29年というのが、大分先のように聞こえてしまうのも気になるので、例えばこれを前倒しできないかとか、あるいは29年のシステム更改の段階では、通関申告の一元化も制度上可能になるのだというお話をしていただけると、非常に前向きでうれしいと思うのですけれども、その辺は財務省としてはいかがでしょうか。

○財務省（高見業務課長） 御質問、御意見ありがとうございます。

IT化のところは、正に浦野先生、大崎座長がおっしゃるとおりだと思います。しっかり取り組みたいと思っていますし、先ほども他の省庁の御理解、御協力も必要だと申しあげましたけれども、物流全体については、国土交通省、あるいは経済産業省で、物流大綱ですとか、そういったところの取りまとめもされておられますし、そういったところと、NACCS

を中心とした通関のシステムが独立して、あさっての方向を向いて動いていることでは決してございません。全体としては、港湾の競争力向上も含めて、十分意識した上で、NACCSの更改を行っているところでございますし、今、いただいた御意見については、十分参考にさせていただきます、また考えたいと思います。

これを申し上げますと、また御批判、御非難を受けそうですけれども、今の契約上、どうしても8年サイクルでシステム更改をしているということで、それを前提に予算も認めていただいております。

ペーパーレスについても、今年の10月から、一部PDF化を始めようと思っています。ただ、これも今のシステムを設計していた8年前、あるいは7年前の時点では、その方針がなく、今のシステムでやっているがゆえに、1申告当たり3メガバイトというキャパの制限があって、残念ながら、例えばカタログとか、写真データ等を取り込むことはできない。そういう意味で、使い勝手が悪いということでありまして、直せる部分は、できるだけ前倒していきたいと思っておりますし、正に29年でペーパーレスが実現したときには、先ほどの説明で申し上げたように、一元化はほぼできるであろうと思っています。ただ、今から一元化なのだという話を、本当にできるかどうかという確証がないところで、それを私どもの立場で強く申し上げることもできないということではありますが、方向性としては、そちらの方に向かって取り組んでいるところということで、御理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、御意見ありがとうございます。

○大崎座長 副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 アンチテーゼというか、B by Cの議論、最適化モデルの議論をあえて避けられたと思うのですが、NACCSもレガシーの残債の問題、あるいはインターフェイスのMAの問題、継ぎはぎの問題、今の3メガバイトの上限の問題、8年サイクルの問題とシステム上はいろいろ問題があるわけです。純粋に関税市場をもっと民間に開放すれば、よりよいシステム構築、特にエリア別とか、品目別とか、輸出入の一体システム化、これは競合型のシステムになりますけれども、NACCSに一元化した方が本当に効率的で、予算上も最適なのだということを立証していただかないと、29年の一元化といっても、あくまでも任意のシステムです。かつ利用料もお取りになっています。本当に最適化どうかの検証をやる必要があると思っております。膨大なシステム開発経費がかかっていますから、それが立証されれば、この方向で国民も税金を払ってくれると思います。その点はいかがでしょうか。

○財務省（高見業務課長） 御質問ありがとうございます。

残念ながら、システムの詳しいところについて私は担当してございませんので、おっしゃるようなことにお答えできないところでありますけれども、ここで答えできるのは、いただいた御意見を踏まえて、きちんと担当部署と相談させていただきたいと考えております。

○大崎座長 大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。

現行規制を維持する必要性として書かれていることが、あまり説得力がないので、なぜかと思っていたのですが、今日ようやく理由が分かりました。システム対応の予算の問題と、地域の物流業者、通関業者に配慮せねばならないということが、多分大きい理由なのだろうと思います。

さはさりながら、大変重要なことなので、できるところからやっていく。しかも、経験的にみて大体9割は区分1に該当する、と。できるところからやっていくというのは、本当に重要なことで、できるところからやっていって、平成29年には完成している。そのための工程表をお出しいただくということは、お願いできませんでしょうか。

○財務省（高見業務課長） 御意見ありがとうございます。

できるところからということにつきましては、非常に限定的ではありますが、例えば税関の本関が置かれております、東京でありますとか、横浜、大阪、神戸といったところについては、細かく出張所に分かれて、実際の埠頭ごとに管轄区域を決めたりしておりますが、ここは利用者さんの御要望を踏まえて、どこか1カ所を選んで、申告を集中させるということ始めておりますし、AEOについては、先ほども申し上げたように、サプライチェーンのどこかで、申告していただけるという形でやっております。

そういったものについては、私どもとしては、先ほど申し上げたように、できるところからきちんとやっていきたいと考えて、今までもやってきていますし、これからもやらせていただきたい。そういった意味で、ニーズがあるところはきちんと対応してきたところでありまして、これからも取り組んでいくということは、私の責任でもって申し上げたいと思います。

工程表につきましては、どういった形でお示しするのがいいのか、考えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども機械輸出組合様の御説明でもおっしゃっていただいたように、例えばどちらか1カ所を決めて申告できるように、一元化できるようにということで、選択の幅を広げるということで、理解すればよろしいのであれば、やり方についてはちょっと考えさせていただきたいですし、時期を示して作業を進めていくことも、私どもとしてはやぶさかではないと考えますが、例えば今月中に何か方針を示せと言われても、そこは難しいと思っておりますので、ある程度お時間をいただきたいと思っております。

ただ、実際の貨物の場所、所在地と離れたところで処理していくということを考えますと、コンプライアンス、あるいはセキュリティ確保というものがしっかりした事業者の方からまずやっていくという、正にできるところからということ、そういうことだと理解しております。そういった一定のところ、やれるところからやっていくということで、こちらにお任せいただきたいと考えております。

○大崎座長 皆さん、最初から特定輸出申告だけをターゲットとして議論していると思っておりますので、そこはあまり御心配は要らないと思っております。

まだこの問題もいろいろ御意見があるところだと思いますが、時間の関係がございますので、先ほどと同様でございまして、委員の方々は、御意見、御質問が追加でございましたら、書面でお寄せいただけると、財務省からも書面で御回答いただけると伺っておりますので、お願いいたします。

それでは、本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

時間の関係ばかり言っていて申し訳ないのですが、もう一つ議題がございます。続きまして、議題3、市外局番取得に係る品質要件の見直しに関して、総務省、事業者からのヒアリングを行わせていただきます。

それでは、御案内をお願いいたします。

(財務省・日本機械輸出組合関係者退室)

(総務省・ソフトバンクテレコム関係者入室)

○大崎座長 総務省、ソフトバンクテレコムの皆様、御多忙のところ、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、まず総務省に制度の概要及び国際先端テストの結果について、手短かに御説明をお願いしたいと思います。

○総務省（杉野課長） 総務省の電気通信技術システム課の杉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

お手元には、国際先端テストシートに加えまして、補足説明資料を御用意いたしましたので、この2つを使って御説明させていただきたいと思っております。

最初に補足説明資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちらは従来のアナログ電話とIP電話との違いを簡単にまとめたものでございます。

上段に示しました、従来のアナログ電話では、設定された回線が利用者に占有される形になりまして、このため、他の通話などによる影響は受けずに、一定の品質が保たれることとなります。

一方、下段で示しましたIP電話につきましては、電話の音声データがパケットと言われる小さい断片になりまして、ネットワーク上でばらばらに伝送されることとなります。この際、電話の音声のパケットデータというのは、他の電話であるとか、あるいはパソコンなどの様々な通信機器が送信するパケットデータと混ざり合いますので、ネットワーク上で回線を共有することとなります。このため、IP電話では、回線を共有する他の通信からの影響を受けやすいという特徴がございまして、例えばネットワーク上で大容量のデータが局所的に集中することがありますと、パケットの到達が遅れる、あるいはパケットが途中でなくなってしまふということが起きまして、電話が繋がらない、あるいは会話の途中で音がぶつぶつと切れるといったことが起きてまいります。このようなIP電話の技術上の特徴があるわけですけれども、技術的な手当をきちんとすれば、アナログ電話と同等の品質で御利用いただけるということですので、そのための品質をまとめましたのが、2ページの表でございます。

こちらの要件は、ITUと言われる、国連の情報通信についての専門機関が作っている国際標準に基づくものでありまして、アナログ電話と同等の品質でIP電話を利用するための必要最低限のものとなっております。

これらの要件を満たしたIP電話につきましては、利用される方から見ますと、アナログの電話と同じということで、技術の中立性と言うのですが、技術が何であろうと、提供されるサービスとしては変わらないということですので、電話番号についても、普通の電話と同じ市外局番、市内局番を使った番号を使っていただいております。これがいわゆるOAB～J番号と呼ばれている番号でございます。

例えばネットワーク上で、音声のデータだけを優先的に扱って処理する仕組みを入れる、あるいは音声と他のデータを分けておいて、音声のデータだけが通りやすくなるようにあらかじめ手当をするときには、技術的に品質がちゃんと保たれるということですので、普通の固定電話と同じ電話番号を使っていただけるようにしております。

品質要件についてでございますが、品質を確保するために、特定の技術の使用を義務づけるといった形で、規制をしているわけではございません。安定品質を確保するという目的が達成できるのであれば、どのような技術を使っていただいても構わないというのが原則でございます。これが先ほど申し上げました、技術の中立性という原則でございます。例えば新たな技術で安定品質が確保できそうだということであれば、個別に承認を得るということで、実際に使っていただくことができるようになっております。

加えまして、アナログ相当の品質ではないIP電話であっても、使ってはいけないということではありません。実際に使用に耐え、IP電話の品質が出るものについては、050から始まる電話番号を使ってサービスをしていただいております。平成24年末の時点で、OAB～Jを使ったIP電話のサービスを提供している事業者は16社、050で始まる番号を使ってIP電話のサービスをしている事業者は19社でございます。相当数の事業者が既に市場に参入しているというのが、現状でございます。

このように、IP電話の品質要件につきましては、我が国は柔軟な制度をとっております。消費者に対しても、品質の異なる複数の選択肢が既に用意されている状態にございます。

続きまして、国際先端テストのシートの御説明をさせていただきます。

まずは制度比較でございますが、事務局から御指示いただきました、フランスと米国と我が国を比較しております。

固定電話について通話品質に係る基準が存在するかどうかについてでございますが、フランスにつきましては、郵便・電子通信法典という法律がございまして、その中で、先ほど御紹介したITU、あるいはヨーロッパの域内標準、これはITUに準拠した同じ内容のものでございますが、ETSIというところが定めた国際標準と同等の水準を維持するということで、サービス品質が条件として規定されております。つまり日本でもフランスでも、同じ

国際標準に基づいた基準が設けられていて、細かい差異はございますが、基本的には基準も内容もほぼ同じとなっております。

基準の担保手段についてでございますが、日本ではサービスを提供する事業者自らが基準への適合性を確認して、届け出る。これは自己確認制度と言っておりますが、そういう制度で行っておりまして、必要に応じて、総務省が技術基準適合命令などを命じることができるようになっております。

フランスにおきましては、サービスを提供する事業者にそれぞれの品質を測定していただいて、それを定期的に報告していただく。違反があれば、規制機関が是正を求める。さらに重大な事案については、処罰をすることができるようになっております。

この基準の担保手段につきましても、日本とフランスはほぼ同じということでございます。

一方、米国につきましては、規制が非常に緩くなっておりまして、固定電話の品質に関する基準というのは、ほとんどございません。ございますのは、緊急通報の接続についてでございますが、これはフランス、日本と同様の基準がございます。

それから、緊急通報に係る通信網の冗長性・強靱性・信頼性に関しても、事業者が規制機関に詳細を報告するという規定が、米国にございます。

また、異なる電気通信番号の送信防止、虚偽の発信者番号を送信することを禁止するという規定が、米国と日本にはございます。フランスには、この規定はございません。

以上が、日本、フランス、米国の比較でございます。

続きまして、先端テストシートの（２）で、現行の日本の規制の維持について、御説明を申し上げます。

1点目でございますが、通信確保のための基準を設けるということは、必要ではないかと考えております。冒頭に御説明申し上げましたように、IP電話は、他のサービスの通信量の状況に大いに影響を受けますので、アナログの固定電話と同等のサービスを提供するIP電話については、一時的、瞬間的な通信量の変化、あるいは長期的に見た場合、将来的な通信量の増加があっても、品質に影響されないということを、技術的に措置していくことが必要だと思っております。

最近では、動画といったような大容量のデータを、ネットを通して送受信して、リアルタイムで再生するという利用形態が急速に普及しておりますが、こういうことが起きると、どんどんネットワークのトラフィック、通信量が増えてしまうわけなのですが、そういう状態が起きたとしても、IP電話の品質をちゃんと保たなければいけないというのは、今後なお一層必要になってくるのではないかと考えております。

2点目として、電話番号を見るだけで、IP電話の品質の違いというものを、技術的、専門的な知識がなくても分かるようにしておくというのは、消費者の方にとっては、大切なことではないかと考えております。この仕組みにつきましては、主婦連を初めとして、利用者の方々の御意見をいただいて、制度化したものでございます。先ほど御説明しました

ように、050のIP電話につきましては、サービス上の品質として、例えば雑音が大きいとか、ファクシミリの送受信の途中でノイズが入りやすいとか、あるいは緊急通報を必ずしもサポートしていない、故障対策についても、十分な対策を義務づけているわけではございません。こういった違いがございますので、番号の違いだけで、消費者の方がこの違いを簡単に見分けられるということは、非常に大事なのではないかと考えております。

例えばおじいちゃん、おばあちゃん、技術のない一般の方々でも、03から始まる番号の電話であれば、ファクシミリも使えるし、緊急通報もできるのだということが、すぐ分かるというのは、非常に大事な特徴ではないかと考えております。

3点目は、品質要件の廃止等の必要性の欠如という話にもつながるのですが、先ほど申し上げましたように、日本では既に消費者に対して、品質の異なるIP電話のサービスの選択肢が用意されております。違うのは、先ほど申し上げた電話番号の違いだけです。電話番号の違いをなくす形で、仮に0AB～J番号によるIP電話に対する品質要件をなくした場合には、それをやったとしても、消費者のサービス選択の自由度がさらに高まることにはならないのではないかと考えております。むしろ先ほど御説明したように、消費者の方々にとって、番号だけを見れば、適切なサービスを容易に識別できるという手がかかりがなくなってしまうこととなりますので、これはかえって大きな混乱が生じるのではないかと考えます。

例えばお年寄りなどが、誤って品質の低いIP電話のサービスを契約してしまう。このときには0AB～J番号だったので、普通の電話と同じだと思ったけれども、必要なときに大事な電話がかからない、緊急通報ができない、ファクシミリが送れないといったことが起きた場合は、非常に問題があるのではないかと考えております。

それから、第7回規制改革会議の資料の中で、固定電話サービスの市場が縮小しているという記述がございましたが、これについては、携帯電話の普及に伴う影響が大きいのではないかと考えております。先ほど御紹介した国連の機関であるITUの統計データによりますと、日本だけでなく、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカなどでも、同じように携帯電話が大きく増加して、固定電話が減少気味であるという傾向が出ております。

補足資料の3ページ目を御覧いただきたいのですが、これは日本の契約者数の推移をグラフにしたものでございます。携帯電話が大きく増加しているわけですが、それに対して、アナログの固定電話というのは、平成10年ごろをピークにいたしまして、徐々に減少しております。

4ページ目を見ていただきたいのですが、アナログの電話は減っておりますが、これはIP電話の方に移行している、お客さんが移っているということでございまして、固定電話全体で見ますと、微減ということで、必ずしも大きく減っているわけではございません。

加えて、IP電話の諸外国の状況と日本の状況を比較していただければと思います。国際先端テストシートの(3)の欄の後半に記載しておるのですが、英国を本拠地にしており

まず民間調査会社で、Point Topic社というところが、統計データを公表しております。そのデータによりますと、2011年の第四四半期の時点でのIP電話への加入者の実数を比較したところ、アメリカは約3,000万で1番、日本は約2,500万で2番目、フランスは約2,000万で3番目ということで、この主要3カ国が抜きん出ている。その次に続くのが、韓国の約1,000万ということでした。

また、ブロードバンドの利用者の中でのIP電話の利用の割合も、この会社は調べておられまして、フランスについては90パーセント、日本は72パーセントです。これに対して、アメリカは34パーセントでございます。

それから、補足説明資料の6ページ目を御覧いただきたいのですが、これはアメリカの調査会社で、Telegeography社というところがございまして、ここが固定電話に占めるIP電話の割合について調査をしております。この結果を示したものでございますが、これを見ますと、2011年の時点で、フランスと日本が約5割で抜きん出ている。その次に続く韓国は35パーセント程度でございます。アメリカは17パーセントになっておりまして、それ以外の欧米の国々も大体20パーセントから10パーセントぐらいになっております。それほど高くない普及率だと思います。

なお、韓国には、IP電話の電話番号については、070で始まる番号を使うことという規定がございますし、通信品質についても、日本、フランスと同様にITUの国際標準に準拠した基準値を使うという規定がございます。

これらの海外の調査結果を見ますと、我が国と同様の品質要件を求めているフランス、韓国といった国々において、むしろIP電話が普及しているのではないかと。規制の緩いアメリカは、普及率がそれほど高くないというのが事実でございます。

国際先端テストシートの(3)に記述しておりますが、我が国の品質条件というのは、基本的には国際標準に基づくものでありまして、一部には我が国特有の事情にかんがみて盛り込まれた要件もございます。例えば犯罪防止であるとか、災害対策といったもので、これは社会的要請に基づくものでございます。

2007年にITUがIP電話に対する世界の状況を報告書にまとめておりますが、その中でも、日本の規制は最小限度の規制であるという記述がございます。

ここまで説明いたしましたとおり、今日お示しした客観的なデータを見る限りは、我が国はIP電話の普及に関しては、世界の最先端をいっている国の一つでありますし、同じように先端を入っているフランス、韓国といった国についても、我が国とほぼ同様な品質要件が設定されております。一方、規制の緩いアメリカは、IP電話の普及率は、それほど高くないというのがファクトでございます。

それから、0AB～Jを使う電話に対する品質要件があるために、我が国のIP電話の普及が阻害されているという事実を示す客観的なデータは、見当たらないと思っております。

こういう事実を勘案しますと、また、国際先端テストの趣旨を勘案いたしますと、IP電話に対する我が国の現在の品質要件を見直すべきという考えには、その必要性や有効性を示す客観的、具体的な根拠はあまり見当たらないのではないかと考えております。

これは事務局を含めてお願いなのですが、私どもとしましては、今、申しあげましたような事実を、例えばフランスの法制度につきましても、ちゃんと日本と同じような規制があるということについて、事前に御説明をしておいたのですが、こういう事実に基づいた形で、客観的なデータに基づいて御議論いただければと思いますし、仮にそれでも規制を見直すべき、廃止すべきということがあるとなれば、それによって一般の利用者の方にとって、どういうことが役立つのかということについて、ちゃんと検討した上で、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、ソフトバンクテレコムからの御説明をお願いしたいのですが、できるだけ総務省の御説明とかぶらないような形でお願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。時間が押していますので、申し訳ございません。

○ソフトバンクテレコム ソフトバンクテレコムの徳永と申します。本日はどうもありがとうございます。

お手元の資料3-3に基づいて、説明を差し上げたいと思います。

1 ページを御覧いただき、OAB～JIP電話とはどういうものかというのは、先ほどの総務省の説明でありましたので、ここは省略させていただきます。

2 ページは、本日のアジェンダでございますので、飛ばさせていただきます。

4 ページを御覧ください。4 ページは、我が国のOAB～JIP電話の近年の伸びを示しておりますが、先ほど御説明もあつたとおり、OAB～JIP電話としては、この数年、非常に伸びている。

5 ページを御覧いただきたいのですが、OAB～JIP電話というのは、今、伸びているだけではなくて、今後も伸びていくと想定しています。なぜかといいますと、NTT様が2025年程度までに、今のメタル線のアナログ電話を撤廃しまして、光ファイバに進めていくというプランを持っていらっしゃるって、当然アナログ電話は巻き取られていって、IP電話の方が広がっていく。将来も市場が広がっていくと考えています。

それでは、将来も広がっていくIP電話に問題がないかという点、私どもは問題があると思っております、6 ページを御覧いただきたいのですが、先ほど申し上げた2,300万人程度の内訳を見ますと、グラフが示すとおり、六十数パーセントがNTT東西のお客様、残りの30パーセントがKDDIとか、ケイ・オプティコムという、いわゆる電力系の子会社、もしくは電力系の会社様から光ファイバの譲渡を受けた会社様が、OAB～JIP電話を提供している。つまりCATVの10パーセントを除けば、光ファイバを御自身で持っている2つのグ

ループが、0AB～JIP電話の市場を寡占的に占めていらっしゃるということが、6ページにお示した内容でございます。

7ページでございますが、先ほどの総務省の資料と一部かぶるので、詳細は省略いたしますが、私どもがここで申し上げたいのは、IP電話を提供している事業者の中で、支配的な事業者、ドミナントな事業者が各国でどれぐらいのシェアを占めているかという点、日本は先ほどの説明のとおり、突出して高いのです。私どもからすると、IP電話のところで、競争が進んでいないことの一つの表れではないかと考えてございます。

以上が0AB～JIP電話の今の状況、もしくは将来の見通しでございます。

なぜ0AB～JのIP電話が必要か、その規制緩和が必要かということをお8ページ以降で述べています。

9ページを御覧いただきたいのですが、IP電話の中には、大きく2つございまして、03とか06を使った0AB～JIP電話と、050を使ったIP電話がございます。私どもはお客様にセールスをしているのですが、やはり0AB～JIP電話の方が、圧倒的に人気が高いのです。

なぜかということをおここに書いているのですが、まず03とか06、あるいは047は、どこにその番号があるか、どこに住んでいるかが分かりやすい。さらに03とか06という番号を持っていることで、社会的信頼性が高いという過去の経緯がございます。

それから、真ん中に書いてございますユーザーニーズなのですが、03とか06という番号を何十年、何年もあるお客様は、ずっと使っていらっしゃるのです。その番号を継続して使いたい。アナログ電話からIP電話に切りかわっても、03とか047という番号を継続して使われないというニーズがあるのです。そういうニーズに応えるためには、お客様の選択肢というのは、NTT東西もしくは電力系の子会社のサービスを使うしかしないというのが、今の実態ではないかと認識しております。

10ページを御覧いただきたいのですが、先ほど総務省の御説明もありましたので、一つ一つ詳しくは説明いたしません。大きく4つの品質に関する規制がございます。接続品質、総合品質、ネットワーク品質、安定品質とあるのですが、私どもからすると、この規制基準というのは、範囲の面でも非常に幅広い規制でありますし、一つ一つの基準値についても、高過ぎるのではないかと認識しております。

11ページを御覧いただきたいのですが、私どもとして、各国の規制の状況を比較したものでございます。

日本の0AB～JIP電話については、先ほど申し上げた4つの品質をクリアして、初めて03とか06というものが使える。右隣にあります050については、接続品質、総合品質は規制があります。ただし、基準値が低い。ネットワーク品質とか安定品質については、規制そのものがないと理解しております。

各国については、基本的には規制がない。

フランスについては、確かに基準値はありますけれども、私どもとしては、ガイドラインであって、これがクリアできないから、番号を付与されないという状況は、実態としてはないと理解をしております。

韓国については、先ほどの総務省の説明と重複するのですが、接続品質、総合品質については規制があるものの、ネットワーク品質、安定品質については、実態上規制がないと認識してございます。

次でございますが、規制の見直し、改革による効果でございます。

13ページを御覧ください。ここはあくまで例示として、3点例示させていただいているのですが、一つは0AB～JIP電話を提供する事業者、私どものような事業者が増えることに伴って、当然サービスが多様化する、多様な料金ができるというメリットが1点。

2つ目でございますが、現実的には、今、0AB～JIP電話を使えるのは、ほとんどが光ファイバとCATVの同軸ケーブルなのですが、例えば無線を代替的に使うことによって、お客様の用途が多様になるのではないかと考えております。

3点目は、災害もしくはネットワークの障害により、強いネットワークになって、よりつながりやすいネットワークになるのではないかと、この3点でございます。

3番目はイメージが分かりにくいと思いますので、何枚か図を用意しました。

具体例1、14ページを御覧いただきたいのですが、今、一つ一つの回線について、品質基準を設けて規制すると、例えば災害のときには、普段と比べて多くのトラフィックがくるわけですが、品質基準を満たせないということで、当然つながらない状態になる。一方で、品質基準をある程度柔軟にすることによって、災害等のときに、より多くのお客様がつながるという効果があるのではないかと思います。

皆さん御承知かと思うのですが、インターネットというのは、確かに品質はある程度幅があるというか、柔軟なのですけれども、東日本大震災のときに、電話はほとんどつながらず、ツイッターで連絡し合ったとか、あるいはFacebookで情報を交換したということで、インターネットというのは、一つ一つを見ると弱く感じるのですけれども、ネットワーク全体としては、非常に強固になっていると思いますので、0AB～JIP電話もインターネット回線を使えるようになると、いいと思っております。

具体例2でございますが、15ページでございます。光ファイバが切れた場合、光ファイバを迂回して無線でお客様の家に、03とか06で電話がつながる。例えばこういうサービスもできるようになると、相対的として強いネットワークになるのではないかと考えております。

16ページを御覧いただきたいのですが、一方で、総務省の御指摘のとおりでございますが、いいことばかりではございませんので、ここではデメリットについて書いてございます。

03とか06という番号によって、お客様がこの電話はこういうものだということを識別しやすいというのは、正にそのとおりなのでございますが、実態論を見ると、例えば03とか

06にかけるときも、携帯電話から発信していることが非常に多い。あるいは携帯電話はそうなのですけれども、ほとんど名前登録されていて、相手先が03とか06ということは、意識しづらくなっているということもあります。

それから、携帯電話というのは、無線で飛びますから、切れてしまったり、音質が安定しないこともあるので、全体としては、お客様が03とか06にもものすごく高い品質を要求されることは、利用のシーンとしては、ほとんどないというのが、私どもの理解でございます。詳細は省きますが、参考3にお客様のアンケートを記載してございますが、そこでもそれほど大きな問題ではないと、私どもは捉えてございます。

続きまして、国内での議論の状況でございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。先ほど総務省からも御説明があったとおり、総務省としても、0AB～JIP電話をより広く、いろいろな形で提供すべきだということは、御理解をさせていただいております。1年前に4つの規制は残しながらも、従来とは違う代替方法、例えば何か障害があったら別のルートに迂回するとか、常時ネットワークを監視していて、混雑しないようにするとか、そういった代替方法で、今の4つの品質基準を守りながら、0AB～JIP電話を提供する新しい方式を特例措置で認めていただきました。これは非常に感謝しております。本当にありがたいと思っております。ただ、将来を見ますと、今後はこういった特例措置ではなくて、基本的な原則論から規制を撤廃、もしくは大幅に緩和していただくのが、よろしいのではないかと思います。

19ページを御覧いただきたいのですが、私どもが今日申し上げた方向性については、総務省様の情報通信審議会の報告書の中にも、方向性として、検討すべきではないかと書かれています。

ボックスの中を見ていただきたいのですが、上から3行目に、NGNのアンバンドルの進捗状況、国際的な動向等も見つつ、通信品質の技術基準自体については、これはすなわち先ほどの規制ですが、そのときどきの国民の通信へのニーズを踏まえて、国民視点に立って柔軟に見直していくことが適当と記載されてございますので、私どもの今日の要望というのは、この方向性に沿った形であると認識してございます。

最後でございますが、21ページを御覧いただきたいと思います。私どもの要望としては、接続品質、総合品質、ネットワーク品質、安定品質という4つの品質基準、品質規制に対して、撤廃していただくか、大幅な緩和をしていただきたい。できましたら、1年あるいは1年半程度の議論の中で実現していただければ、大変ありがたいと思っております。

22ページでございますが、本日はIP電話についての規制改革、規制緩和についての要望をさせていただきましたが、情報通信あるいはICTというのは、日本の経済を拡大する、ニーズに応える上で非常に重要なものだと思いますので、その規制については、是非積極的な緩和をしていただきたいとお願いをして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○大崎座長 ありがとうございました。

今日は議題が多かったので、時間が足りないのですが、5分か10分ぐらい延長させていただく前提で、この点について議論をしたいと思うのですが、よろしいですか。もちろん御用のある方は、御退席いただいて結構でございます。

最初に1～2点、私から確認したいのですが、ソフトバンクの資料を拝見していて、やや疑問に思ったのは、6ページでシェアが固定化するという御指摘なのですが、これをぱっと見ると、NTTのシェアがどんどん下がって、KDDIのシェアが上がっている見えるので、固定ではないという感想を抱きました。

それから、光ファイバ所有事業者によって、寡占状態だという御指摘だったのですが、品質基準が課されている以上、品質の高い方のシェアが高くなるのは、ある意味当然ではないかと思ったので、それがなぜ問題なのかというのは、もし御意見があれば、教えていただきたいということがございます。

○ソフトバンクテレコム 1点目ですが、確におっしゃるとおりで、NTTのシェアが七十数パーセントから六十数パーセントまで落ちていることは事実なのですが、私どもから見ると、まだこれはNTT、あるいは電力系のシェアが相当高いのではないかと認識しています。

それから、問題だということは、何が問題かということなのですが、例えば私どももNTTのNGNとかフレッツ上で、ISPのサービスをしているのですが、そのお客様が、0AB～J電話サービスを使いたいときに、今の選択肢としては、一つしかないのです。NTTを選ぶしかないのです。今、他の会社様を選ぶことができないのです。ISPとしては、私どものYAHOO!BBがあったり、OCNがあったり、BIGLOBEがあったり、niftyがあったりするのですが、今までというのは、そこで0AB～JIP電話を使うときには、NTT東西の光電話しか選べなかった。

○大崎座長 その認識は、総務省にお伺いしたいのですが、先ほどの御説明だと、0AB～J電話のIP電話も16社やっておられるということなので、そこは事実の認識が違うように思いました。

○総務省（杉野課長） 御指摘のとおりでございますが、私どもとしては、例えばKDDIもNTTと同じように光電話を提供されておりますので、NTTしか選択肢がないというのは、事実とは合っていないと思います。それ以外にも、たしかソフトバンク御自身も0AB～JのIP電話を提供されておられますので、NTTだけというのはあれだと思います。

あと、16社ありますけれども、各地域では、電力系の事業者の方々は光での0AB～JのIP電話をほとんど入れられておりますので、その意味では、先ほど申し上げたように、競争環境といいますか、利用者の選択肢という意味では、用意がされていると思います。

それから、申し訳ありませんが、この場をお借りして、今、御説明いただいたソフトバンクの資料の中に、幾つか重大な事実誤認があるように思いますので、もしよろしければ、説明をさせていただければと思います。

御覧いただきたいのは、災害対策について、14ページでございます。先ほどのソフトバンク様のお話ですと、災害のときに電話が繋がらなくなったのは、ネットワークの伝送

容量が足りなくなったからだという御説明だったと思うのですが、これは事実誤認だと思います。東日本大震災の際に電話が繋がらなかったのは、一斉に電話がかかってくるので、交換機の処理の能力が足りなくなって、処理できなかったのも、繋がらなくなったのです。ネットワークの伝送容量自体は、空いていた状態でした。ですので、災害対策として、電話を通じやすくしたい場合には、ネットワークの伝送容量を増やすのではなくて、交換機の処理する能力を向上させる技術が必要になってきておりまして、総務省におきましても、その部分につきましては、国で研究開発をしているところでございます。ですので、この説明は、若干実際と合わないのではないかと思います。

それから、18ページのところに、ほとんどの国民の方は品質にこだわっていないということで、参考3を引いておられます。私どもで調べたユーザーアンケートなのですが、これは若干ミスリーディングではないかと思います。このときに調べましたのは、固定電話と携帯電話が同じ品質になることについて、許容できるかという質問なのですが、実際に全く気にしていないという方は7パーセント程度しかなくて、それ以外の方は、料金であるとか、他の要素と品質との組み合わせを勘案して、どちらを選ぶかを考えますというお答えになっていたのです。このときの議論は実は逆です。7パーセントぐらいということは、品質についても、分かりやすくできるように示す必要があるのではないかと議論になりました。そういうことですので、この解釈は、私たちが実際に検討したときの議論とは違うような気がいたします。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、規制についてですが、フランスの規制値は指標だというお話がございましたが、法律上でも守らなかった場合には、指導もするし、罰則もあるということですので、守らなくていい規制を、フランスが法律に書いているというのは、あり得ないのではないかと考えております。

○大崎座長 委員の方、いかがでしょうか。どうぞ。

○大田議長代理 品質がどうでもいいということは全く言っていないで、品質を維持する方法をもう少し柔軟にできないかということだと思います。先ほど事実はしっかり踏まえたと議論して欲しい、規制緩和にどんなメリットがあるかをクリアにして議論して欲しいということでしたので、事実として、フランスなのですけれども、私どもで調べたものでも、フランスの電気通信法第D98-4条の前段に、ITUやETSI水準であることとの記載があるが、後段には、規制当局ARCEPが対策を定めることになっていて、その結果、公表の義務を課しているだけだということですので、情報公開によって消費者に周知するところに重点が置かれていると認識していますけれども、この点について、事実をお伺いしたいと思います。

それから、実際、アメリカ、イギリスでは、規制がない。これはこれでいいわけです。

事実の確認と、今、ソフトバンクに出していただいた規制見直しによる効果、すなわち提供事業者が増える、ユーザーの選択肢が広がる、災害時によりつながりやすくなるということ、この点について、反論があればお聞きしたいと思います。

○大崎座長 いかがでしょうか。

○総務省（杉野課長） 最初のフランスの法律の件でございますが、御指摘のとおり、書いてございます。その中で、特にITU及びETSIの標準により、計画された水準にとどまるように、必要な機器を利用し、必要な手続を講じるものとしなさいということで、事業者の方にも義務付けをしていると思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、守らなかった場合には罰則があります。それから、規制機関が指導をするということでございますので、公表するというのと、あるいは届出ということのスキームの違いはあるかもしれませんが、実質的には同じであると思っております。

それから、私ども届出につきましても、先ほど申し上げましたとおり、自己確認という制度でして、自らこの基準に達していることを確認して、それをデータとして出させていただいて、届けていただくことになっていきますので、言ってみれば、公表するというのと、ほぼ同じ内容で手続を進めています。

○大崎座長 ある意味では、公表より緩いということですね。他の人が検証できなくてもいいということですね。

○総務省（杉野課長） はい。そういうことになっていきます。ですので、日本とフランスで、制度自体が大きく違うということはないと認識しております。

それから、イギリスについても、2005年から2009年まではルールがございました。これはEUのユニバーサルサービス指令に基づいて、EU加盟国は、品質要件について規定することができるとなっておりまして、イギリスはそれに基づいてルールを作っておりました。ただ、これに対して、イギリス国内の事業者から、コストがかかり過ぎるという意見が出まして、2009年に廃止されたという事実がございます。

先ほどの補足説明資料のグラフを見ていただきたいのですが、イギリスの場合、最後の6枚目でございますが、2005年から2009年と見ていくと、カーブが若干寝ているのです。ですので、私たちの理解としては、品質要件を置く、置かないというのと、IP電話の普及が進むかどうかというのは、それほど相関関係がないと考えております。

○大崎座長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、大変申し訳ないのですが、委員の方から追加の御質問や御意見がございましたら、書面でお願いいたしますので、お願いできませんでしょうか。

大変申し訳ございません。時間が全体に押しておりまして、既に予定の時間を超過してしまっておりますので、今日の議論はこのぐらいにさせていただきたいと存じます。

どうぞ。

○長谷川総理補佐官 最初の個人情報保護法のところもそうだったのですが、滝本室長に申し上げた方がいいのかもしれないけれども、説明者の方について、今日は、消費者庁は室長で、経済産業省は課長補佐だった。もう少しレベルを上げてもらった方がいいのではないか。すなわち、役所からの出席者の役割は、ここできちんと正確に情報を提供しても

らうことだけではなくて、ある種の考え方を言ってもらわなければいけないわけです。一回のヒアリングで結論が出るほど、制度は甘いものだとは思わないけれども、それにしても、大臣もおられて、寺田副大臣までノーアクションレターはどうだと具体的な提案をしているが、役所側の対応は何かはっきりしない。これをもう少し生産的にするのであれば、委員の皆さんは貴重な時間を割いているので、私は課長だから一概に駄目だというつもりはないけれども、説明者はもう少しレベルを上げることを考えてもらいたいと思いました。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。本日の会議は、これで閉会にしたいと思います。